

滋賀県障害者プランの改定について

1. 概要

本県では、平成 27 年度に、障害者施策の基本指針であるとともに、具体的な施策の推進方策を示した実施計画である「滋賀県障害者プラン（以下「プラン」という。）」を策定し、障害のある方が「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」に向け、総合的な施策の推進を図ってきた。この障害者プランについて、今年度末に一部の内容が改定時期を迎えることから見直しを行うもの。

■位置づけ

- ◎障害者基本法（第 11 条第 2 項）に基づく都道府県障害者計画
- ◎障害者総合支援法（第 89 条第 1 項）に基づく都道府県障害福祉計画

■計画期間

- ◎障害者計画は、平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間
- ◎重点施策は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間
- ◎障害福祉計画は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間

■今回の見直しの範囲

- ◎V.重点施策 ◎障害福祉計画（VI.障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項）
- ◎㊦児童福祉法（第 33 条の 22 第 1 項）に基づく都道府県障害児福祉計画の追加

<現行プランの構成>

I 基本的事項	1.計画策定の背景 2.計画策定の趣旨 等	○計画期間：H27～H32 のため、 原則、改定の対象外 ※但し、国の障害者基本計画の見直しの内容について留意することとする
II 基本理念と基本目標	基本理念と基本目標	
III 現状と今後の課題	1.暮らす 2.学ぶ 3.働く 4.活動する 5.共生のまちづくり	
IV 主要施策の方向	1.ともに暮らす 2.ともに学ぶ 3.ともに働く 4.ともに活動する 5.共生のまちづくり	
V 重点施策	1.発達障害のある人への支援の充実 2.障害のある人の就労支援の促進 3.本人のニーズに合った専門的な支援の充実 4.精神障害のある人への支援の充実 5.インクルーシブ教育システムの構築 6.障害のある子どもへの支援の充実 7.福祉圏単位の相談機能、 支援ネットワークづくりの充実 8.障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進	○計画期間：H27～H29 のため、 改定の対象 ○改定後計画期間：H30～H32 ※滋賀県障害者施策推進協議会および小委員会等における議論を軸に改定を進める。 ※「VI障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項」については、国の基本指針に基づき改定を行う。
VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項	障害福祉計画に関すること	